

保医発1029第1号
平成22年10月29日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）の一部が平成22年厚生労働省告示第377号をもって改正され、平成22年11月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」（平成22年3月5日保医発0305第8号）の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成22年3月5日
保医発0305第8号）の一部改正について

- 1 別表のⅡの057の(3)の⑤のウを次のように改める。
 - ウ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
 - i ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。
 - ii ビタミンEに浸漬されていること。

- 2 別表のⅡの133の(4)の③のオのiiを次のように改める。
 - ii 血流非遮断型（胸部及び腹部）
次のいずれにも該当すること。
 - a 胸部大動脈用及び腹部大動脈用ステントグラフトを留置する際の、後拡張を目的に使用するバルーンカテーテルであること。
 - b バルーンを拡張した際に、血流を完全には遮断させない構造を有するものであること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 骨盤側材料・ライナー(Ⅲ)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 摩耗粉を軽減するための以下の<u>いずれかの加工等</u>が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。</p> <p><u>i ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。</u></p> <p><u>ii ビタミンEに浸漬されていること。</u></p> <p>⑥～⑪ (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) PTAバルーンカテーテル</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 機能区分の定義</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 大動脈用ステントグラフト用</p>	<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 骨盤側材料・ライナー(Ⅲ)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 摩耗粉を軽減するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。</p> <p>ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。</p> <p>⑥～⑪ (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) PTAバルーンカテーテル</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 機能区分の定義</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 大動脈用ステントグラフト用</p>

i (略)

ii 血流非遮断型（胸部及び腹部）

次のいずれにも該当すること。

a 胸部大動脈用及び腹部大動脈用ステントグラフトを留置する際の、後拡張を目的に使用するバルーンカテーテルであること。

b バルーンを拡張した際に、血流を完全には遮断させない構造を有するものであること。

カ (略)

(5) ～ (17) (略)

i (略)

ii 血流非遮断型（胸部）

次のいずれにも該当すること。

a 胸部大動脈用ステントグラフトを留置する際の、後拡張を目的に使用するバルーンカテーテルであること。

b バルーンを拡張した際に、血流を完全には遮断させない構造を有するものであること。

カ (略)

(5) ～ (17) (略)